

自家用電気工作物の保安管理業務における点検の未実施及び虚偽記載について
(厳重注意)

北海道産業保安監督部（以下「当部」という。）は、当部管内の電気保安法人が保安管理業務を受託している一部の事業場において、不適切な運用が行われていることを確認したため、当該電気保安法人及び関係保安業務従事者に対し厳重注意を行うとともに、以下の事項について報告を求めました。

1. 本事案の経緯

当該電気保安法人が、電気事業法施行規則（以下、規則という）第52条第2項の規定に基づき保安管理業務を受託している一部の事業場において、規則第53条第3項第5号の保安業務従事者が、保安規程及び保安管理業務委託契約書に定められた点検を実施していないにもかかわらず、記録に虚偽の記載を行っていたことを確認しました。

当該内容は、電気保安の確保の観点から重大な問題であるので、当該電気保安法人及び関係保安業務従事者に対して厳重に注意しました。

2. 報告の内容

- (1) 電気工作物の点検不実施等の不適切事案に関する総点検を早急に実施し、その結果を報告すること。
- (2) (1) の点検の結果、不適切な行為があったと考えられる全ての保安管理業務等について、技術基準の適合性を含め、早急に保安上問題が無いか再調査を行い、その結果を報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の結果を踏まえ、今回の不適切な行為の根本原因（組織風土や職員モラル、業務への満足度等について、当該電気保安法人内の状況把握を含む。）を分析し、必要な再発防止対策を検討し、その結果を報告すること。また、当該電気保安法人の役員その他の関係者を含め、その役割分担及び責任を明らかにすること。

3. 今後の対応

当部は、報告内容を確認するとともに、再発防止対策が適切に履行されているか等を確認、指導してまいります。

【問い合わせ先】

北海道産業保安監督部電力安全課長 丹羽

担当：舘小路・高橋 (TEL) 011-709-1725